

---

# 資料編



## 資料編

## 1 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過

## (1) 介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会

| 開催年月日                | 案 件   | 内 容  |
|----------------------|---|--|
| 令和2年<br>5月<br>(書面開催) | 第1回横手市介護保険運営協議会<br>(1) 第7期計画に基づく事業実績報告<br>(2) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について<br>(3) 部会構成、進め方について  | ○令和元年度の保険給付費の状況、高齢者福祉事業および地域包括支援センターの決算見込み、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定の方向性、部会構成、協議の進め方について報告した。   |
| 令和2年<br>9月24日        | 第2回横手市介護保険運営協議会<br>(1) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中間報告について<br>(2) その他  | ○各部会の協議内容について事務局から説明し、質疑応答を経て承認された。  |
| 令和2年<br>11月6日        | 第3回横手市介護保険運営協議会<br>(1) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(素案)について<br>(2) 令和2年度地域包括支援センター事業進捗報告について<br>(3) その他  | ○これまでの協議を踏まえて作成した「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の素案について、事務局から報告し、質疑応答を経て承認された。<br>○令和2年度の地域包括支援センター事業進捗状況について報告した。   |
| 令和3年<br>2月15日        | 第4回横手市介護保険運営協議会<br>(1) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画案について(報告)<br>(2) 介護保険事業進捗状況及び令和3年度当初予算について<br>(3) 地域包括支援センター事業の進捗状況について<br>(4) 高齢福祉事業の進捗状況について<br>(5) 横手市介護保険条例の一部改正について<br>(6) その他 | ○素案答申後に庁内で検討された「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の最終案について、事務局から変更点を報告し、承認された。<br>○介護保険事業進捗状況及び令和3年度当初予算、地域包括支援センター事業の進捗状況、高齢福祉事業の進捗状況、横手市介護保険条例の一部改正について、承認された。 |

## (2) 策定にかかる作業部会

### ① 介護保険部会

| 開催年月日          | 案 件   | 内 容  |
|----------------|---|--|
| 令和2年<br>7月29日  | 第1回介護保険部会<br>(1) 「健康と福祉に関するアンケート調査」の報告について<br>(2) 第8期に向けた制度の動きについて<br>(3) 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について<br>(4) その他 | ○「健康と福祉に関するアンケート調査」の報告について事務局から説明。<br>○第7期計画で実施された18事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を決定した。           |
| 令和2年<br>8月28日  | 第2回介護保険部会<br>(1) 「横手市居宅介護支援事業所アンケート」の結果について<br>(2) 介護サービスの供給状況と課題の確認について<br>(3) その他                         | ○「横手市居宅介護事業所アンケート調査」の結果について、事務局から説明。<br>○介護サービスの現状と課題を確認し、施設等の整備の必要性と、保険料段階の考え方等の方向性を決定した。 |
| 令和2年<br>10月26日 | 第3回介護保険部会<br>(1) 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について<br>(2) サービス量と介護保険料の一次推計について<br>(3) その他                              | ○市町村特別給付等の実施による一部事業の継続の方向性、サービス量と介護保険料の一次推計について事務局から説明し、質疑応答を経て承認された。                      |

### ② 高齢者福祉部会

| 開催年月日          | 案 件  | 内 容  |
|----------------|--|--|
| 令和2年<br>7月9日   | 第1回高齢者福祉部会<br>(1) 「健康と福祉に関するアンケート調査」の報告について<br>(2) 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について<br>(3) その他 | ○「健康と福祉に関するアンケート調査」の報告について事務局から説明。<br>○第7期計画に掲載された20事業と新設の1事業中、7事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を決定した。 |
| 令和2年<br>7月30日  | 第2回高齢者福祉部会<br>(1) 事業ごとの現状と課題及び今後の方向性について<br>(2) その他                                  | ○第1回の部会で未検討の14事業について現状と課題を確認し、今後の方向性を決定した。   |
| 令和2年<br>10月29日 | 第3回高齢者福祉部会<br>(1) 「高齢者福祉事業についての意向調査」の結果を踏まえた今後の方向性について<br>(2) その他                    | ○令和2年8月25日～10月5日に対面式で実施した意向調査結果を踏まえ、第8期計画期間中の具体的な行動計画について方向性を決定した。                           |

## ③ 介護予防・地域支援部会

| 開催年月日                 | 案 件   | 内 容   |
|-----------------------|---|---|
| 令和2年<br>7月16日         | 第1回介護予防・地域支援部会<br>(1) 「健康と福祉に関するアンケート調査」の結果について<br>(2) 部会の進め方について<br>(3) 各事業の現状と課題及び今後の方向性について<br>(4) その他         | ○「健康と福祉に関するアンケート調査」の報告について事務局から説明。<br>○部会の進め方について事務局から説明。<br>○第7期計画に掲載された36事業中、医療と介護の連携推進・認知症施策の推進等24事業について現状と課題を確認した。              |
| 令和2年<br>8月21日         | 第2回介護予防・地域支援部会<br>(1) 「横手市居宅介護支援事業所アンケート」の結果について<br>(2) 前回会議における懸案事項等について<br>(3) 各事業の現状と課題及び今後の方向性について<br>(4) その他 | ○「横手市居宅介護事業所アンケート結果」について事務局から説明。<br>○第1回の部会での懸案事項について、具体的な取組事項等を提案し、今後の方向性を決定した。<br>○疾病予防の推進・一般介護予防事業の推進等について現状と課題を確認し、今後の方向性を決定した。 |
| 令和2年<br>10月<br>(書面開催) | 第3回介護予防・地域支援部会<br>(1) 「健康と福祉に関するアンケート調査」について  | ○「健康と福祉に関するアンケート調査」等の自由記載について分析し報告した。   |

## 2 介護保険運営協議会・各部会委員名簿

### (1) 介護保険運営協議会

※任期(平成30年4月1日～令和3年3月31日)

| 委員組織                         | 氏名     | 所属   |
|------------------------------|--------|--|
| 1. 被保険者を代表する委員               | 小原 勝明  | 第1号被保険者代表                                      |
|                              | 大倉 由紀子 | 第1号被保険者代表                                      |
|                              | 小林 由久  | 第1号被保険者代表                                      |
|                              | 佐々木 廣  | 第1号被保険者代表                                      |
|                              | 國安 三枝子 | 第2号被保険者代表                                      |
|                              | 小原 優子  | 第2号被保険者代表                                      |
|                              | 菅 文康   | 第2号被保険者代表                                      |
|                              | 鎌田 康文  | 第2号被保険者代表                                      |
| 2. 介護サービスに関する事業に従事する委員       | 渡部 勝   | 秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦(特別養護老人ホーム雄水苑施設長)      |
|                              | 佐藤 操   | 秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦(特別養護老人ホームすこやか森の家施設長)  |
|                              | 鈴木 卓   | 秋田県老人福祉施設協議会横手市ブロック老連協推薦(特別養護老人ホームビハーク横手総括施設長) |
|                              | 石成 勉   | 横手市グループホーム情報交換会推薦(グループホームはる風施設長)               |
|                              | 日野 勝   | 横手市社会福祉協議会推薦(横手市社会福祉協議会本部事務局長)                 |
|                              | 米谷 ゆかり | 横手市ヘルパー協議会推薦(ヘルパーステーション福うさぎ管理者)                |
|                              | 飯塚 養子  | 県南地区介護支援専門員協会推薦(ケアステーションこころ管理者)                |
|                              | 石橋 裕子  | 県南地区介護支援専門員協会推薦(りんごの里福寿園居宅介護支援センター管理者)         |
| 3. 保健、福祉及び医療に関し学識または経験を有する委員 | 荻原 忠   | 横手市医師会推薦                                       |
|                              | ◎ 西成 忍 | 横手市医師会推薦                                       |
|                              | ○ 高橋 晶 | 横手市医師会推薦                                       |
|                              | 小野 剛   | 横手市医師会推薦                                       |
|                              | 後藤 浩美  | ひらか歯科医師会推薦                                     |
|                              | 細谷 養幸  | 横手市歯科医師会推薦                                     |
|                              | 小原 洋子  | 民生児童委員協議会推薦                                    |
|                              | 糸田 留美子 | 横手市看護協議会推薦                                     |

※所属は委嘱時を記載 ◎=会長 ○=副会長

## (2) 策定にかかる作業部会

### ① 介護保険部会

| 氏名   | 氏名    |
|------|-------|
| 小林由久 | 米谷ゆかり |
| 小原優子 | 石橋裕子  |
| 鈴木卓  | ○西成忍  |
| 石成勉  | 細谷養幸  |

### ② 高齢者福祉部会

| 氏名    | 氏名   |
|-------|------|
| 大倉由紀子 | 日野勝  |
| 佐々木廣  | ○高橋晶 |
| 鎌田康文  | 後藤浩美 |
| 佐藤操   | 小原洋子 |

### ③ 介護予防・地域支援部会

| 氏名    | 氏名    |
|-------|-------|
| 小原勝明  | 飯塚養子  |
| 國安三枝子 | ○荻原忠  |
| 菅文康   | 小野剛   |
| 渡部勝   | 桑田留美子 |

○=部会長

### 3 横手市への提言

令和3年2月15日  
横手市介護保険運営協議会

## 横手市への提言

横手市の第8期介護保険事業計画の策定にあたり、東北大学公共政策大学院 公共政策ワークショップBの学生より、下記の提言をいただきました。

横手市では、いただいた提言について第8期計画期間中に実行できるものを検討してまいります。

#### 記

- I. 介護分野における非専門的業務への就業支援事業
- II. 通いの場の推進拠点の創設
- III. 自主的な介護予防活動の推進
- IV. 認知用カフェの量的・質的な拡充
- V. 総合相談窓口の設置及びチューター制の導入
- VI. Y<sup>2</sup>ぷらざを活用した障害に関するイベントの定期的な開催

## ◎提言に至るまでの経緯

本市では、平成31年2月14日に東北大学公共政策大学院とパートナーシップ協定を締結し、本計画を策定するにあたり、ワークショップの研究テーマとして地域の課題等の提言をいただきました。

| 開催年月日          | 内容  |
|----------------|---|
| 平成31年<br>2月14日 | 東北大学公共政策大学院と横手市のパートナーシップ協定締結<br>・両機関が連携・協力のもと、地域資源の発掘と健康増進及び人材育成において寄与することを目的としている。                               |
| 令和2年<br>6月23日  | ヒアリング調査（Y <sup>2</sup> ぷらざ）<br>大学院から10名 市から14名 社会福祉協議会から2名<br>・現行の計画等の調査を踏まえた質疑応答や意見交換を通して、横手市の抱える課題を認識した。        |
| 令和2年<br>7月16日  | ヒアリング調査（大森地域 健康の丘視察）<br>大学院から4名 市から8名<br>・横手市大森町にある健康の丘にある施設（大森病院、老健おおもり、白寿園）の現状を確認。                              |
| 令和2年<br>11月19日 | ヒアリング調査（増田多目的ホール）<br>大学院から8名 市から15名 社会福祉協議会から2名<br>・最終提言を検討するにあたり、新たに調査が必要になった事項についての調査と提言案を市に説明し、それに対する意見交換を行った。 |
| 令和3年<br>2月15日  | 介護保険運営協議会へ提言内容を報告   |



## (地域包括ケアシステム)

### I. 介護分野における非専門的業務への就業支援事業

#### 1. 提言の方向性

本ワークショップの研究活動を通じて、横手市は介護分野における人材不足、地域活動における中心的役割を担う人材の不足等が課題であることが分かった。今後の更なる生産年齢人口の減少、高齢化を見据えると、人材の裾野を広げるための取組を早急に行う必要があるのではないか。その対象は、定年前後の方が最適であると考ええる。定年前後の方を取込むためには、お金を稼げること、専門的知識・経験を要しないことがポイントではないだろうか。

#### 2. 提言の概要

本提言は、横手市在住の定年前後の方が、リタイア後も社会と繋がりを持ち続け、働くことを通じて生きがい・やりがいを抱き生活できる環境を整備するため、横手市生涯現役促進協議会の既存事業を活かし、横手市の介護事業所における非専門的業務への就業を横手市が支援するものである。

#### 3. 提言の目的

##### (1) 介護の人材不足対策

横手市内で人材不足が顕著である介護分野において、これまで介護の専門職が担ってきた業務を専門性の有無に応じて見直し、整理することで、非専門的業務は定年前後の方が担い、介護の専門職は専門的業務に専念できる環境を作ることができるのではないかと考える。その結果、介護の専門職の業務負担が軽減され、介護の人材不足を補うことにも繋がると考える。

## (2) 介護予防の促進

厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」によれば、就労的活動等の役割がある形での社会参加を介護予防の観点から捉え進めていくことが重要とされている。

定年後の社会参加を支援することが介護予防に繋がるとも言われていることから、介護予防の促進のため、就労的活動を通じた社会参加を促すための取組が重要と考える。

## (3) 定年退職後、社会と繋がりが断たれてしまうことの防止

横手市「健康と福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年3月）」によれば、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の地域活動への参加状況は「参加していない」が42.7%と最も高く、介護保険第1号被保険者（65歳以上の在宅高齢者）の地域活動への参加頻度は「参加していない」が「町内会・自治会」の30.7%を除き4割以上を占めている。これらは、社会との接点が所属している会社しかない状態で定年退職した人が、その後も地域活動への移行が進まず社会的に孤立している可能性を示唆しているのではないかと。定年退職後も社会と切れ目なく繋がることができる支援が必要であると考えます。

## 4. 提言と関連する既存の取組

### (1) 横手市生涯現役促進協議会

横手市生涯現役促進協議会は、高齢者（55歳以上の方）の就業意欲を促進し、就業へ誘導することで、事業主へ高齢者雇用の有効性を認識してもらい、高齢者雇用の増加が現役従業員の就業環境や人材不足の改善に繋がることによる、生涯現役社会の実現に向けた地域社会全体の機運を醸成することを目的に活動している。

会員は、横手市、横手商工会議所、よこて市商工会、横手市シルバー人材センター、秋田ふるさと農業協同組合、横手市社会福祉協議会、横手雇用開発協会である。なお、横手市では、横手市商工観光部が所管している。

事業内容は、市商工会議所における常設窓口の設置、2名の専任職員による企業訪問、企業・高齢者向けセミナーの開催、高齢者を雇用する可能性の高い企業へのダイレクトメールの送付、市内の公共施設における当該事業のチラシの設置等である。

なお、令和2年11月19日時点において、介護分野で就業実績は上げられていない。介護事業所への支援における課題は、高齢者が就業しやすいように業務の見直し（専門業務と非専門業務の切分け）を行うことが介護事業所にとって業務の負担となりできていないことである。就業希望者への支援における課題は、介護業務が大変というイメージが就業希望者に先行していて、介護事業所の求人を紹介しても敬遠されがちであることである。

### (2) 介護分野の非専門的業務

介護分野の非専門的業務とは、いわゆる介護助手が行う業務を想定している。介護助手とは、介護保険施設等において、介護職員をサポートする職種で、比較的簡単な単純作業の部分を担当者を指す。なお、介護助手を活用する取組は、平成27年度に地域医療介護総

合確保基金の助成を受けて、三重県老人保健施設協会がはじめたもので、地域の元気な高齢者の介護職場への就職支援を事業目的としている。事業の狙いは、介護人材の確保、高齢者の就労先確保、介護予防の3点である。

## 5. 提言の具体的内容

### (1) 提言の実施主体（所管部局）及び対象者

本提言の実施主体は、横手市市民福祉部高齢ふれあい課を想定している。

対象者は、①定年前後の方、②市内の介護事業所の2者である。

### (2) 提言の具体的内容

本提言の対象者である①定年前後の方、②市内の介護事業所、それぞれに対し実施主体である横手市市民福祉部高齢ふれあい課が行う取組について記載する。なお、本提言の全体イメージは図I-1のとおりである。

図 I - 1 本提言の全体イメージ

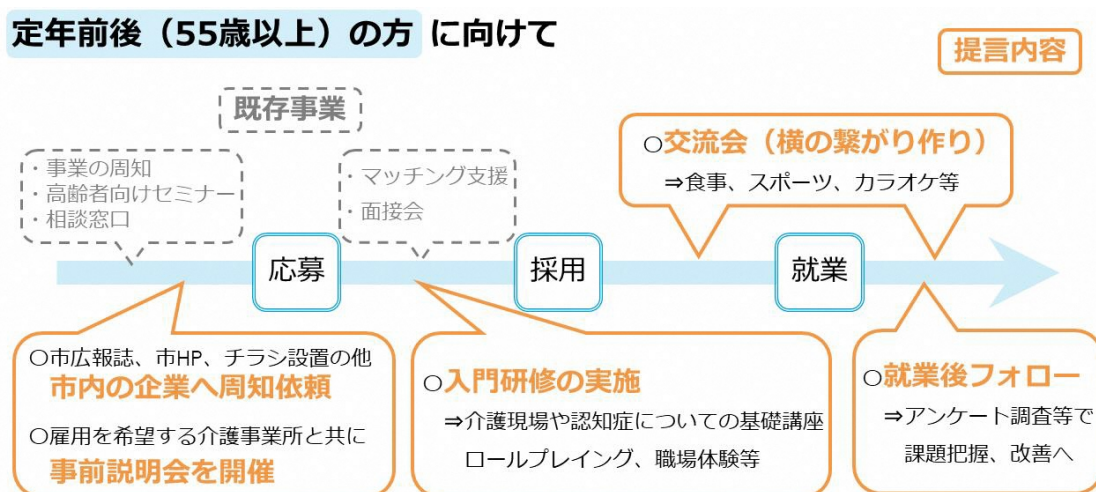


出典：公共政策ワークショップ B 作成

### ① 定年前後の方への取組

定年前後の方への取組イメージは図I-2のとおりである。定年前後の方の各段階（応募前、応募後から採用前、採用後から就業前、就業後）に応じて、それぞれに効果的な取組を行うことを目指している。

図 I - 2 定年前後の方への取組イメージ



出典：公共政策ワークショップ B 作成

- ・市内の企業へ周知依頼

横手市生涯現役促進協議会の既存事業により、全戸配布される市広報誌（市報よこて）の活用、公共施設等へのチラシの設置は行われているが、同様の取組に加え、横手市生涯現役促進協議会の会員である横手商工会議所及びよこて市商工会を通じて、加盟している企業に本提言の概要を記した文書データで送付し、本提言の実施年度に定年退職する予定の方へ周知を依頼する。

- ・事前説明会の開催

後述する市内の介護事業所へ向けた取組により、本提言に参加することが決まった介護事業所と共に、事前説明会を開催する。説明会の内容は、介護助手に関する業務説明や施設見学等を想定している。なお、説明会に参加する定年前後の方は、横手市の既存の取組である介護予防普及講座等への参加者とは属性が異なり、介護予防ではなく就労（お金を稼ぐこと）を主目的とし、かつ福祉に関心がある層だと思われるため、仮に応募に至らなかったとしても、将来的に地域活動の中心的役割を担う潜在的な人材として捉え、そうなるよう働きかけることが重要だと考える。

- ・入門研修の実施

秋田県のアクティブシニア介護職参入・活用促進事業で行われている介護の入門研修（講座研修、施設体験、報告、交流会）、横手市の既存の取組である認知症サポーター養成講座及び介護予防普及講座を活用し、介護に関する基礎知識や基本的な介護の方法等を学ぶための研修を実施する。

- ・交流会（横の繋がり作り）

採用後及び就業後は、定年前後の方同士が交流できる機会を設け、横の繋がり作りを支

援する。交流内容は、参加者の希望を尊重するが、食事会、スポーツ、カラオケ等を想定している。費用は、基本的に参加者から実費を徴収する。この取組の目的は、職場定着率の向上に加え、介護分野における非専門的業務で働くという同じ境遇を持ったほぼ同年代の者同士が、レクリエーションを行いながら、仕事や生活の悩み等を共有し相互に改善を図る互助的な関係作りである。

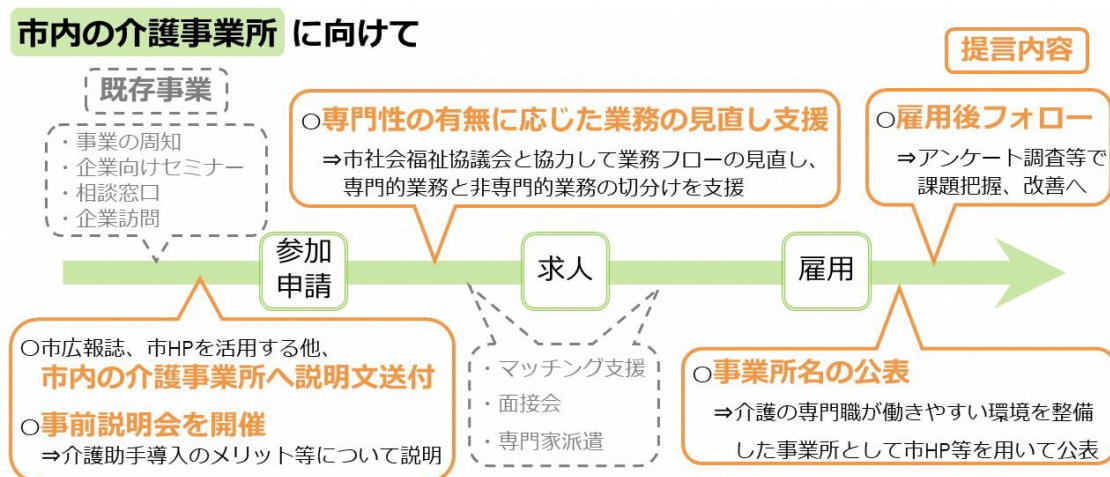
・就業後フォロー

就業に結び付いたら支援が終わりではなく、就業後に抱く課題や問題点をアンケート調査等で把握し、改善に繋げていくことが重要だと考える。

②市内の介護事業所への取組

市内の介護事業所への取組イメージは図 I - 3 のとおりである。市内の介護事業所の各段階（参加申請前、参加申請後から求人前、求人後から雇用前、雇用後）に応じて、それぞれに効果的な取組を行うことを目指している。

図 I - 3 市内の介護事業所への取組イメージ



出典：公共政策ワークショップ B 作成

・市内の介護事業所へ説明文送付

横手市内に約 200 ある介護事業所へ本提言内容を記した文書を直接送付する。

・事前説明会を開催

秋田県のアクティブシニア介護職参入・活用促進事業で行われている介護助手活用促進セミナー（講演、活用事例発表）を活用する他、実際に介護助手を導入している介護事業所を招き、導入効果や課題等についての説明や質疑応答ができる説明会を開催する。

・専門性の有無に応じた業務の見直し支援

横手市社会福祉協議会と協力して、介護事業所における専門的業務と非専門的業務の切分けを支援する。非専門的業務のうち、施設内で行う業務は表 I - 1 を想定している。

表 I - 1 非専門的業務（施設内）の内容

| 利用者に関わる業務  | 利用者に関わらない業務   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライヤーかけ</li> <li>・食事などの誘導</li> <li>・利用者への声掛けや見守り</li> <li>・レクリエーション補助など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・床・車椅子などの清掃</li> <li>・テーブルや椅子などの消毒</li> <li>・物品の補充</li> <li>・ベッドメイキング</li> <li>・食事の配膳や下膳</li> <li>・飲み物の準備など</li> </ul> |

出典：福岡県「介護助手の手引き」を基に公共政策ワークショップ B 作成

一方、施設外（利用者の自宅を想定）で行う業務は、掃除、買い物、薬の受け取り、洗濯、調理・配下膳、衣類の整理、ベッドメイク等を想定している。

なお、非専門的業務を担ういわゆる介護助手は、本人の体力や興味等に応じて、非専門的業務の内容をステップアップすることが望ましい。非専門的業務から専門的業務への就業希望があれば、介護職員初任者研修や実務者研修の受講、介護福祉士の資格取得を勧め、就業者のモチベーションを高めることも重要である。

また、介護事業所において就業規則の改正や賃金体系の整備が必要になる場合は、横手市生涯現役促進協議会と連携している社会保険労務士に協力を依頼することが考えられる。

・事業所名の公表

専門性の有無に応じた業務の見直しが完了し、定年前後の方を雇用した後は、専門職が働きやすい環境を整備した事業所として公表する。その際には、秋田県の介護サービス事業所認証評価事業による認証も併せて取得することが望ましいと考える。

・雇用後フォロー

雇用に結び付いたら支援が終わりではなく、雇用後に判明する課題や問題点をアンケート調査等で把握し、改善に繋げていくことが重要だと考える。

## (高齢者介護・福祉)

### Ⅱ. 通いの場の推進拠点の創設

#### 1. 提言の方向性

本ワークショップの研究活動により、横手市内には多数の「通いの場」(本資料では、高齢者等が日常的に共同の活動を営むことのできる場所・団体のことをいう。)が存在しているものの、その機能は未だ不十分な水準にあり、これが同市における問題となっていることが明らかになった。横手市においては、健康の駅、生涯学習サークル、いきいきサロンを始めとした場所や団体が通いの場として機能していると思われるが、それらの相互の連携についてはこれまで重視されてこなかったように思われる。そこで、本提言は、横手市における生活支援体制整備事業を活用し、「通いの場の推進拠点」を創設することで、地域の通いの場の情報等について共有・提供し合う機能を付与することを目指すものである。

#### 2. 提言の目的

##### (1) 住民の参画の促進

昨今の社会保障改革における重要な施策の1つに、「地域共生社会」がある。地域共生社会とは、地域住民、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことである。本提言は、住民の地域活動への参画を促進し、延いては、地域共生社会の推進に資するものである。

##### (2) 介護予防の促進

厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」においても、通いの場は介護予防の機能があるものとして取り上げられている。本提言は、高齢者の介護予防を促進することをも目的とするものである。

#### 3. 提言と関連する既存の取組

本提言は、横手市が実施する地域支援事業である生活支援体制整備事業を活用する。同事業により、横手市全域の互助的な生活支援活動を牽引するために第1層協議体が置かれており、また、旧市町村8地域(横手・増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内・大雄)それぞれに1つずつ第2層協議体が置かれている。生活支援コーディネーターについては、第1層に生活支援コーディネーター1名が配置されており、市社会福祉協議会の職員がこれを担っている。また、第2層協議体の活動を支援する役割を担うエリアマネージャーを東部・西部・南部の各地区に1名ずつ配置しており、横手市社会福祉協議会の職員が担当している。これらの協議体やコーディネーターは、地域支え合いのネットワーク構築に向け、毎年度、テーマを変えて横手市地域支えあいネットワーク市民集会を開催している。

#### 4. 提言の具体的内容

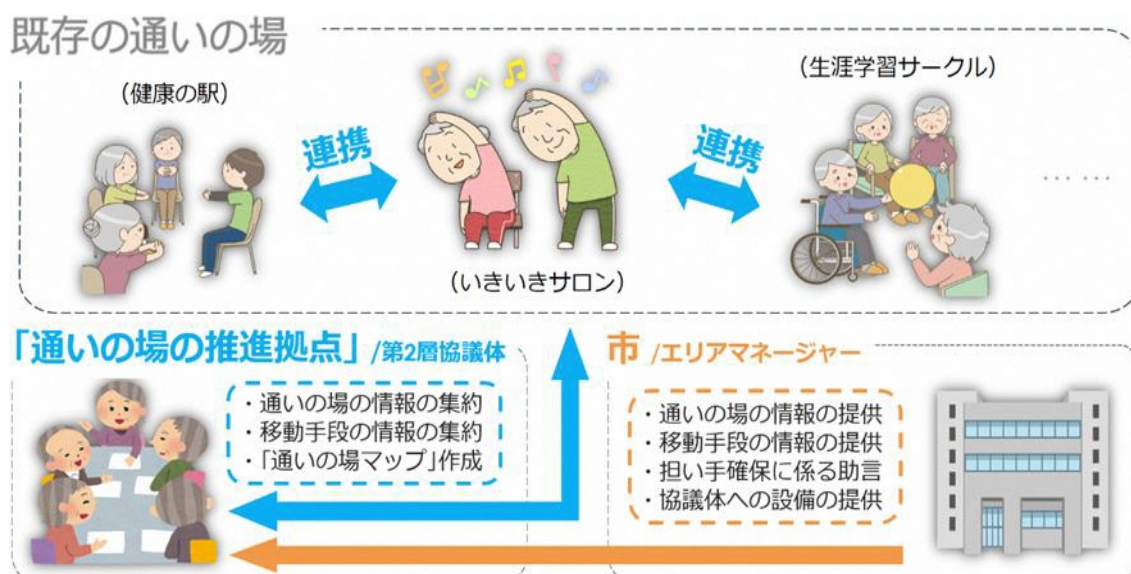
##### (1) 提言の実施主体（所管部局）

本提言の実施主体は、生活支援体制整備事業の主管課である横手市市民福祉部高齢ふれあい課、地域包括支援センター、各地域局市民サービス課を想定している。ただし、実際に通いの場の推進拠点を運営するのは、第2層協議体の構成員である。そして、以上の主管課とエリアマネージャーが、その運営を支援する。

##### (2) 提言の具体的内容

本提言の全体イメージは、図Ⅱ－1のとおりとなる。

図Ⅱ－1 本提言の全体イメージ



出典：公共政策ワークショップ B 作成

##### ① 通いの場の推進拠点の具体的な機能

通いの場の推進拠点の具体的な機能について、ここでは、3点に整理することとした。

まず1つ目に「多様な属性を持つ住民の参画を促進すること」が挙げられる。2つ目の機能は「地域内の各種情報について共有・整理すること」である。最後に、3つ目の機能は「整理した情報について地域へ周知すること」である。そして、これらについて順番に、繰り返し継続的に行っていくことが、通いの場の推進拠点における活動の流れということになる。

##### ② 第2層協議体の具体的な役割

通いの場の推進拠点の運営主体となる第2層協議体の具体的な役割について、以下、本提言の3つの機能に即して述べる。

通いの場の推進拠点における1つ目の機能（多様な属性を持つ住民の参画を促進すること）に係る第2層協議体の役割は、多種・多様な属性を持つ住民を第2層協議体に勧誘す



ることにある。横手市内の第2層協議体では、現在のところ、自治会会長、民生委員、市職員等がその主な構成員となっていると見られるが、各通いの場同士の連携を強化するためには、老人クラブを始めとして既存の多種の通いの場において活動をしている高齢者を確保することが必須となるためである。ところで、横手地域の第2層協議体である「よこて支えあいネット」の構成員を参照すると、児童委員、婦人会、子育てサークルといった者も在籍しており、高齢者のみならず子育て世代の女性や児童に対してまで、その裾野を広げていることが分かる。また、増田地域の「支えあいますだネット」では、商工会青年部の構成員といった若年者の参画を見て取ることが出来る。これらのような多様な属性を有する住民について活動の担い手となってもらえるよう勧誘を行うことも、第2層協議体の役割である。

次に、通いの場の推進拠点における2つ目の機能（地域内の各種情報について共有・整理すること）に係る第2層協議体の役割については、第2層協議体は、地域内のそれぞれの通いの場で活動する住民が話し合う場を定例的に設けることとする。そのうえで、それぞれがその通いの場における活動の魅力や、所在地といった情報を提供し合うこととする。

最後に、通いの場の推進拠点における3つ目の機能（整理した情報について地域へ周知すること）に関する第2層協議体の役割について述べる。現在のところ、第2層協議体が保有する情報を提供する手段は、老人クラブ等の活動について収集した情報をチラシとして作成・配布するに留まっているが、通いの場の推進拠点の創設によって、老人クラブのみならず各地域に存在するその他の通いの場についても情報を共有することが可能となる。具体的には、第2層協議体はこれらの地域内の通いの場の情報について「通いの場マップ」に集約し、これを配布することが望ましいと考える。通いの場マップは、第2層協議体ごとに作成したのち、協議体の構成員が、それぞれが所属する通いの場に持ち帰り頒布することで、通いの場の情報について地域全体に浸透させることが出来るであろう。

また、通いの場において共有され、通いの場マップに記載されるべき情報は、単にそれぞれの通いの場の活動内容や所在地といった情報だけに留まるものではないと考える。横手市内では、「歩いて行ける範囲に通いの場がない」「開催場所までの移動手段がなく参加できない」との声があがっているとのことから、通いの場までの移動支援についても併せて考慮する必要がある。各地域における移動支援に係るボランティア団体、デマンド交通、循環バスの情報を通いの場の推進拠点から地域に発信することで、移動手段に関する情報の非対称性の解消に努めることとする。

### ③市・エリアマネージャーの具体的な役割

本提言では、通いの場の推進拠点の運営は主に第2層協議体の担うところとなる。一方、市・エリアマネージャーは、以下のとおり、本提言の3つの機能について、第2層協議体の支援を行うこととする。

まずは1つ目の機能（多様な属性を持つ住民の参画を促進すること）に関する市・エリアマネージャーの役割について述べる。第2層協議体の構成員は現在のところ高齢者がその大部分を占めているが、その他の多種・多様な住民についても活動に参画してもらうこ

とが望ましいと考える。そこで、現に地域内で児童福祉等の福祉分野の支援を受けている者のうち、第2層協議体の活動に興味がある者について、市・エリアマネージャーは第2層協議体へ斡旋を行うこととする。他市においては、多世代交流型の通いの場が有効に機能している例を見ることができるとは、横手市においても、高齢者とそれ以外の属性を持つ者との交流には潜在的な需要があると考えられる。市・エリアマネージャーは、これらの潜在的なニーズと、地域活動の場としての第2層協議体のマッチングを叶えることを目指すのである。

次に、通いの場の推進拠点における2つ目の機能（地域内の各種情報について共有・整理すること）に関する市・エリアマネージャーの役割について述べる。第2層協議体は、地域内の「各種情報」について共有・整理することとなるが、ここでいう各種情報とは、通いの場に関する情報に加えて、移動手段に関する情報をも包含している。この移動手段に関する情報については、地域住民が独自に情報を収集するには適さない性質のものであることから、第2層協議体に対して、市・エリアマネージャーが一元的に提供を行うことが望ましいと考える。

最後に、3つ目の機能（整理した情報について地域へ周知すること）に関する市やエリアマネージャーの役割は、第2層協議体が通いの場マップを作成するにあたって必要となる資材や設備の提供を行うことにある。

以上のとおり、通いの場の推進拠点が有する3つの機能について、その運営主体である第2層協議体と、それを支援する市・エリアマネージャーの役割を述べたが、これを整理すると、図II-2のとおりとなる。

図II-2 通いの場の推進拠点の機能と各主体の役割



出典：公共政策ワークショップ B 作成

## (高齢者介護・福祉)

### Ⅲ. 自主的な介護予防活動の推進

#### 1. 提言の方向性

本提言は、横手市において実施されている地域介護予防活動支援事業について着眼をす  
るものである。具体的には、住民への新たな研修の実施・活動のインセンティブ付与・事  
業の広報の3つの側面において、更なる推進を目指すものである。

#### 2. 提言の目的

提言Ⅱ（通いの場の推進拠点の創設）と同様に、住民の地域活動への参画と介護予防を  
目的として提言を行う。

#### 3. 提言の具体的内容

##### (1) 提言の実施主体（所管部局）

本提言の実施主体は、横手市における地域包括支援センターを想定している。

##### (2) 提言の具体的内容

##### ①住民への新たな研修の実施

横手市における地域介護予防活動支援事業では、サポーターを養成するための研修とし  
て「介護予防普及フォローアップ講座」を実施している。しかし、サポーターの登録者数  
は60名と少なく、更に、そのうち実際に活動していると見られるのは10名程度に留まっ  
ていることが問題となっている。そこで、既存のサポーターの活動を支援するための研修  
を新たに実施することが有用であると考ええる。

##### ②活動のインセンティブ付与

行政機関が住民の活動に対して付与し得るインセンティブには多様な種類があると考え  
られるが、第一には、金銭的なものが挙げられる。加えて、本ワークショップの研究活動  
の結果、他市等においては、単純な楽しさを求めて地域のイベントに参加することが地域  
活動への参画のきっかけとなっている事例を多く見ることができていることが分かった。横手  
市においても、スポーツ大会を始めとした各種イベントを開催、あるいは住民と共催する  
ことにより、活動へのインセンティブを付与することが出来ると考える。

##### ③事業の広報

横手市は、広報誌、地域ケア会議、窓口配布、訪問といった手段により、精力的に本事  
業の広報を行うことで、互助的な介護予防活動の更なる推進に努めることが望ましいと考  
える。また、この点について他市に目を向けてみると、事業の広報において、生活支援体  
制整備事業を活用している事例を見ることが出来る。横手市においても、市のエリアマネ  
ージャー・第2層協議体との連携により広報の裾野を広げることが望ましいと考える。

## (高齢者介護・福祉)

### IV. 認知症カフェの量的・質的な拡充

#### 1. 提言の方向性

厚生労働省の新オレンジプランにおいて重要な事業として位置付けられている認知症カフェの設置は、横手市では、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において「認知症総合支援事業」の一環として行うものとして位置付けられている。本提言は、認知症カフェについて、量的側面及び質的側面から更なる拡充を目指すものである。

#### 2. 提言の目的

住民の地域活動への参画と、高齢者の認知機能低下の予防を目的として提言を行う。

#### 3. 提言の具体的内容

##### (1) 提言の実施主体（所管部局）

本提言の実施主体は、横手市における地域包括支援センターを想定している。

##### (2) 提言の具体的内容

##### ① 量的側面に関する提言

横手市における認知症カフェの設置数は、未だ数件に留まっている。しかし、他市における認知症カフェの設置数や、市において通いの場の不足が課題化していることに鑑みれば、横手市における潜在的な認知症カフェの需要は高い水準にあると考える。まずは、旧市町村8地域に1つずつを目安に、この拡充を行うことが望ましい。

##### ② 質的側面に関する提言

次に、認知症カフェの質的側面について提言を行う。全国の認知症カフェの実施形態について他市の事例を基に整理すると、「(ア) 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等、認知症に関心のある誰もが参加できるもの」、「(イ) 主に認知症の家族が参加できるもの」、「(ウ) 主に認知症の人が参加できるもの」の3つに分類が出来ると考えている。特に、(イ)の形態の認知症カフェは、ピアサポートの観点から他市においても多く取り入れられているものであるが、横手市においては未だ導入されておらず、一見すると、望ましいように思える。しかし、ここで横手市の家族介護者交流事業について見ると、かつては対象者を要介護者の家族等に限定していたが、2018年度からはこの限定をすべて撤廃し、地域の誰でもが気軽に立ち寄ることの出来る場所として運用することにしたという経緯がある。それ以降、同事業は、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が交流できる場となり、家族介護者にとっても心の支えとなる良い機会となるとして好評であるという。これは地域共生社会の理念に合致することはもちろん、市においては(ア)の形態の認知症カフェこそが適合するものであることを示唆している。以上から、まずは、認知症の人やその家族はもちろん、地域住民や専門職の人も交えた形態の認知症カフェの拡充を行うことが望ましいと考える。

## (障がい者福祉)

### V. 総合相談窓口の設置及びチューター制の導入

#### 1. 提言の方向性

横手市は、障がいに関する相談を市内の3法人に委託している。しかし、その相談窓口の施設状況や実績等についてみると、分野ごとに偏りがあり、総合的な相談窓口が設置されているとは言い難いと考えられる。

こうした状況においては、障がい者が相談窓口を利用する際は相談内容に応じて異なる窓口に足を運ぶことになり、悩みを有していても、手続きが煩雑であることを考えて結局、相談窓口を訪れなくなり、その結果、適切な支援に繋がられない可能性が生ずることが考えられる。

こうした課題への対応として、障がい者にとって、どのような悩みであっても一括して相談に応じる総合的な相談窓口を設置することにより、障がい者は異なる窓口に足を運ぶ必要性がなくなり、障がい者の負担を軽減することができる考える。加えて、こうした相談窓口において、障がい者1人ひとりに担当者を設定することによって、障がい者が「信頼できる人」が窓口配置されることとなり、些細な悩みでも相談できるようになる可能性があると考えられる。

#### 2. 提言の目的

相談の内容ごとに異なる窓口に足を運ぶことによる相談手続の煩雑性を解決するために提言を行う。

#### 3. 提言と関連する既存の取組

横手市では障害者総合支援法第77条第1項(地域生活支援事業)第3号に基づく相談支援事業の一環として、障がいに関する相談窓口を社会医療法人興生会(地域生活支援センターのぞみ)、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団(阿桜園)、社会福祉法人横手市社会福祉協議会の3法人に委託している。横手市社会福祉協議会については、旧市町村8地域に相談窓口を設けている。また、横手市は障害者総合支援法の第77条の2第1項に基づき、障がい者の相談に関して中心となって指導や指示又は調整を行い、総合的な相談と専門的な相談の両方に対応することのできる施設として、2023年度までに基幹相談支援センターの設置を予定している。

その他にも、市役所において分野ごとに相談窓口を設置している。例えば教育相談については教育指導課が、就労相談については社会福祉課が相談窓口となっている。

#### 4. 提言の具体的内容

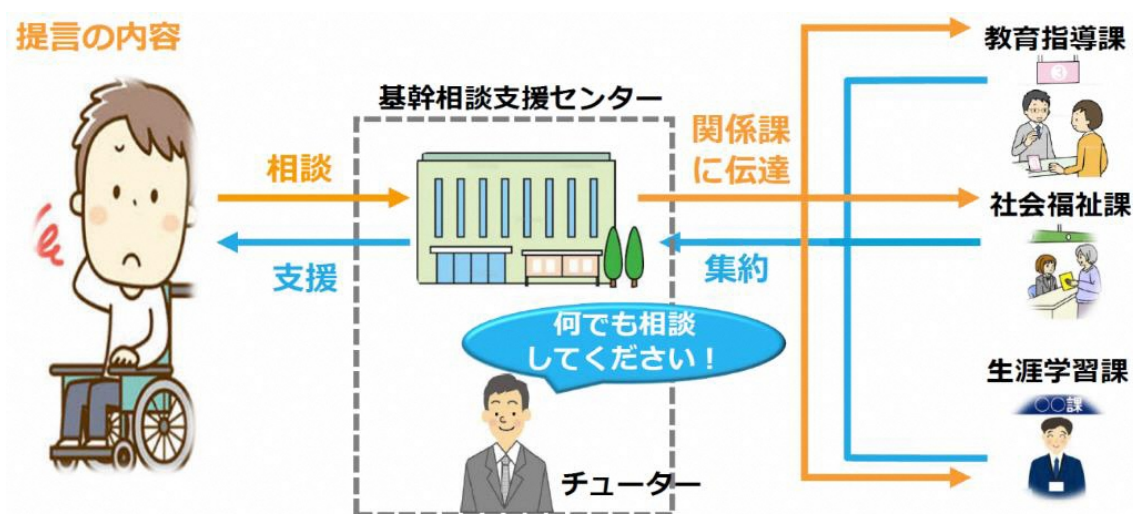
分野を問わない総合的な相談をすることのできる窓口を設置し、チューター制を導入することを提言する。

図V-1のとおり、障がい者は基幹相談支援センターのチューターに悩みを相談し、相談の内容に応じてチューターが関係課や施設等にそれを伝達した後、伝達した相談内容に

対する支援等をチューターが集約して、障がい者にその内容を伝えるという相談フローを想定している。このような一連の相談フローによって、相談の内容ごとに異なる窓口を訪問する手続きの煩雑さという課題を解決することにつながると考えられる。また、チューターが障がい者の「信頼できる人」となることで、障がい者も相談窓口足を運びやすくなると考えられる。

また、この提言は、市が2023年度までに市内1か所に設置することとしている基幹相談支援センターの機能の一部を拡充するものである。具体的な設置場所については、現段階においては、市役所の本庁舎を想定しているが、現行の相談支援事業が3法人に委託されているのと同様に、民間に委託することも考えられる。

図V-1 本提言のイメージ図



出典：公共政策ワークショップB作成

## (障がい者福祉)

### VI. Y<sup>2</sup>ぷらざを活用した障がいに関するイベントの定期的な開催

#### 1. 提言の方向性

横手市は障がいの理解促進のため、小中高等学校等の要請に応じて、車椅子体験や視覚障がい体験、聴覚障がい体験等の出前講座を実施している。またその他にも、横手市社会福祉協議会や一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会と連携を行い、市民と障がい者がスポーツ交流を通して障がいの理解促進を図っている。

しかし、市が実施したアンケート調査（「よこてハートフルプラン」103頁、104頁）によると、約4割の人々が障がいに対する差別や嫌な思いを感じており、障がいに対する理解が進んでいると感じる人が少ないのが現状である。障がいに対する理解促進には、より多くの人に障がいを身近に感じてもらえるようにすることが重要であり、そのためには、障がいに関するイベントの開催をより一層推進していく必要があると考える。

#### 2. 提言の目的

障がいに対する理解を現在より一層促進するために提言を行う。

#### 3. 提言の具体的内容

Y<sup>2</sup>ぷらざを活用して地元の農家や商店街と協力し、又は障がい者の生産した農作物を利用した朝市や夕市の開催、障がい者が生産した工芸品をバザーや福祉フェアを通して販売する等の各種イベントを定期的を開催することを提言する。

Y<sup>2</sup>ぷらざを活用することで、高齢者、子ども子育て世代、学生等の多様な人々を巻き込んでイベントを開催することができる。また、朝市や夕市等のイベントは申し込み制ではないため、福祉に関心の薄い人も参加しやすく、定期的を開催することで、障がいを感じる頻度を増やすことができると考えられる。

イベントの実施主体については人的資源の観点から、横手市がイベントの調整や実施を行うことが可能なのかという点も含めて今後の検討課題であると考ええる。

## 4 横手市介護保険条例

平成17年10月1日

条例第172号

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 介護認定審査会（第7条・第8条）
- 第3章 保険給付（第9条）
- 第4章 指定地域密着型サービス事業者の指定等（第9条の2～第9条の4）
- 第5章 地域支援事業（第10条～第12条）
- 第6章 保健福祉事業（第13条）
- 第7章 地域包括支援センター（第14条～第18条）
- 第8章 保険料（第19条～第29条）
- 第9章 介護保険運営協議会（第30条）
- 第10章 雑則（第31条・第32条）
- 第11章 罰則（第33条・第34条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （基本理念）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定めるもののほか、横手市における要介護者等の介護及び自立支援に関する施策の実施に関し、必要な事項を定めることによって、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図り、市民の地域福祉の安定向上に資するものとする。

#### （市の責務）

第2条 市は、前条に規定する基本理念を実現するため、介護に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、介護に関する施策を実施するに当たっては、高齢者福祉計画との一体性を確保した介護保険事業計画を策定するものとする。

3 市は、介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）との連携を図るものとする。また、介護サービスを利用する者（以下「介護サービス利用者」という。）が必要な介護サービスを受けられるよう、介護サービス事業者に対し適切な指導を行わなければならない。

4 市は、介護サービス事業者が行うサービスの質の評価及び改善に関する方策について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



(介護サービス事業者の責務)

第3条 介護サービス事業者は、基本理念に基づき、その事業を行うに当たっては、市の実施する介護に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 介護サービス利用者に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で同意を得ること。

(2) 介護サービスの提供に当たり、介護サービス利用者及びその家族等のプライバシーに配慮し、介護サービスの提供の過程及びその他業務上知り得た情報を、厳格に取り扱うこと。

(要介護者等の利用援助)

第4条 市は、自己決定能力の低下した要介護者等がサービスを適切に運用し、及び運営できるようにするため、次に掲げる事項を内容とする権利擁護に関する制度の的確な運用に努めなければならない。

(1) サービスの利用についての相談及び助言

(2) 申込み、利用料の支払等における同行及び代弁

(3) 前2号に掲げるもののほか、サービスの利用に必要な援助

(苦情への対応)

第5条 市は、要介護認定等の処分についての不服又はサービス提供に係る苦情への対応に当たり、必要な措置を講じなければならない。

2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に際して生じた事故及び介護サービス利用者等からの苦情に対しては、これを誠実に処理しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 市は、個人情報の保護に努め、この取扱いを適切に行わなければならない。

## 第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第7条 法第15条第1項に規定する横手市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、50人以内とする。

2 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務)

第8条 認定審査会は、法第38条第2項に規定する審査判定業務を行うほか、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する介護扶助の決定のため必要があるときは、被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。）に係る審査判定業務の例により、被

保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）に係る審査判定業務を行うことができるものとする。

### 第3章 保険給付

#### （保険給付）

第9条 市は、被保険者の要介護状態又は法第7条第2項に規定する要支援状態に関し、法令に定めるところにより、必要な保険給付を行う。

2 市は、法第18条第1号に規定する介護給付として、次の各号に掲げる給付を行う。

- (1) 法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給
- (2) 法第42条に規定する特例居宅介護サービス費の支給
- (3) 法第42条の2に規定する地域密着型サービス費の支給
- (4) 法第42条の3に規定する特例地域密着型サービス費の支給
- (5) 法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給
- (6) 法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給
- (7) 法第46条に規定する居宅介護サービス計画費の支給
- (8) 法第47条に規定する特例居宅介護サービス計画費の支給
- (9) 法第48条に規定する施設介護サービス費の支給

(10) 法第49条に規定する特例施設介護サービス費の支給

(11) 法第51条に規定する高額介護サービス費の支給

(12) 法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費の支給

(13) 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費の支給

(14) 法第51条の4に規定する特例特定入所者介護サービス費の支給

3 市は、法第18条第2号に規定する予防給付として、次の各号に掲げる給付を行う。

(1) 法第53条に規定する介護予防サービス費の支給

(2) 法第54条に規定する特例介護予防サービス費の支給

(3) 法第54条の2に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給

(4) 法第54条の3に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の支給

(5) 法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費の支給

(6) 法第57条に規定する介護予防住宅改修費の支給

(7) 法第58条に規定する介護予防サービス計画費の支給

(8) 法第59条に規定する特例介護予防サービス計画費の支給

(9) 法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給

(10) 法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給

(11) 法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給

(12) 法第61条の4に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の支給

## 第4章 指定地域密着型サービス事業者の指定等

### (指定地域密着型サービス事業者の指定)

第9条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は29人以下とし、同条第4項第1号の条例で定める者は法人又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

### (指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第9条の3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

### (指定介護予防支援事業者の指定)

第9条の4 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

## 第5章 地域支援事業

### (地域支援事業)

第10条 市は、被保険者（市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従い、地域支援事業として、法第115条の45第1項に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

2 市は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者の要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、地域支援事業として、法第115条の45第2項に掲げる事業を行うものとする。

3 市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、法第115条の45第3項に掲げる事業を行うことができる。

### (利用料金)

第11条 地域支援事業の利用料金は、別に定める。

### (実施の委託)

第12条 市は、法第115条の46第1項の包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）について、法第115条の47第1項に定める者に対し委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行うものとする。

3 市は、法第115条の45第1項第1号並びに同条第2項及び第3項に掲げる事業の全部又は一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

4 地域支援事業に関して必要な事項は、別に定める。

## 第6章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第13条 市は、法第115条の49の保健福祉事業として、介護用品支給券支給事業を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は、別に定める。

## 第7章 地域包括支援センター

(設置)

第14条 市は、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、法第115条の46第2項の規定に基づき地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第15条 包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称              | 位置                 |
|-----------------|--------------------|
| 横手市東部地域包括支援センター | 横手市中央町8番2号         |
| 横手市西部地域包括支援センター | 横手市大森町字菅生田245番地206 |
| 横手市南部地域包括支援センター | 横手市十文字町字海道下12番地5   |

(事業)

第16条 包括支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 包括的支援事業
- (2) 施行規則第140条の64第1号に掲げる事業
- (3) 施行規則第140条の64第3号に掲げる事業（市が事業を実施する場合に限る。）
- (4) 法第8条の2第16項の介護予防支援事業（法第58条に規定する指定介護予防支援事業者である包括支援センターに限る。）
- (5) 法第115条の45第1項第1号に掲げる第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

(利用対象者)

第17条 包括支援センターの利用対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の者であって、在宅において、身体の虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者又はこれらの者を抱える家族等とする。た

だし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(2) 法第53条に規定する居宅要支援被保険者

(横手市地域包括支援センター運営協議会)

第18条 市は、包括支援センターの中立性を確保するとともに、その運営を支援するため、横手市地域包括支援センター運営協議会を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、横手市地域包括支援センター運営協議会に関し必要な事項は、要綱で定める。

## 第8章 保険料

(賦課根拠)

第19条 市は、法第129条の規定に基づいて、介護保険料（以下「保険料」という。）を課する。

2 保険料の賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料率)

第20条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 37,500円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 56,200円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 56,200円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,500円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 75,000円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 90,000円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 97,500円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 112,500円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 127,500円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 142,500円

2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市が定める額は、320万円とする。

- 5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市が定める額は、400万円とする。
- 6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,500円とする。
- 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,500円」とあるのは、「37,500円」と読み替えるものとする。
- 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「22,500円」とあるのは、「52,500円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期等)

第21条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、法第133条の規定により、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月31日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月28日まで（ただし、閏年は29日まで）

- 2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第1号被保険者の連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第24条第2項において同じ。）に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

(第1号被保険者の保険料の納入通知書)

第22条 第1号被保険者の保険料の納入通知書は、市長の定める様式による。

- 2 前項の納入通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の保険料率を前条第1項の納期の数で除して得た額とする。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第23条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該第1号被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定によって賦課する場合における納期は、その発生した日以後到来する第20条の納期において徴収するものとする。

(保険料の額の通知)

第24条 市長は、保険料の額を定めたときは、これを速やかに第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の場合において必要と認められるときには、当該第1号被保険者の連帯納付義務者に対して、保険料の額を通知しなければならない。

(介護保険料の督促手数料)

第25条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(延滞金)

第26条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者が督促状の指定期限までに保険料を納付しない場合においては、当該納付金額にその納期限の翌

日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 市長は、延滞金額の徴収に関しやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。
- 5 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（保険料の徴収猶予）

第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
  - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
  - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
  - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所
  - (2) 保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収（法第135条に規定する「特別徴収」をいう。以下同じ。）対象年金給付の支払に係る月



(3) 徴収猶予を必要とする理由  
(保険料の減免)

第28条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、その程度が甚大であるため、その者から保険料を徴収することが適当でないと思はれるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由がすべて消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第29条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯主及び世帯員の前年中の所得につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

## 第9章 介護保険運営協議会

(目的及び設置)

第30条 市は、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、被保険者の意見を反映させるため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、介護保険事業のほか高齢者保健福祉施策のうち、同保険事業に関連する事

項を調査審議する。

- 3 協議会は、委員 32 人以内をもって組織する。
- 4 協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

## 第 10 章 雑則

(横手市行政手続条例の適用除外)

第 31 条 横手市行政手続条例（平成 17 年横手市条例第 13 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

- 2 横手市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 33 条第 3 項及び第 34 条の規定は、適用しない。

(委任)

第 32 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

## 第 11 章 罰則

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- (1) 法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしない者（同条第 2 項の規定によりその第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。）又は虚偽の届出をした者
- (2) 法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者
- (3) 正当な理由がなくて、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 34 条 偽りその他不正の行為により、保険料その他法の規定による徴収金（法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の横手市介護保険条例（平成12年横手市条例第12号）、増田町介護保険条例（平成12年増田町条例第2号）、平鹿町介護保険条例（平成12年平鹿町条例第3号）、雄物川町介護保険条例（平成12年雄物川町条例第3号）、大森町介護保険条例（平成12年大森町条例第4号）、十文字町介護保険条例（平成12年十文字町条例第5号）、大雄村介護保険条例（平成12年大雄村条例第14号）又は山内村介護保険条例（平成12年山内村条例第18号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成17年度までの分として賦課すべき保険料に係る保険料率の適用、保険料額の算定及び普通徴収に係る納期については、なお合併前の条例の例による。
- 4 平成17年度中の市内の異動に係る賦課徴収は、合併前の保険料額を継続し、新たに第1号被保険者の資格を取得した場合については、当該資格を取得した日に住所を有する区域の合併前当該市町村における保険料額を算定し、徴収する。
- 5 この条例の施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

- 6 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。次項において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 23,600円
  - (2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 23,600円
  - (3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 29,700円
  - (4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則

第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 26,900円

(5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 26,900円

(6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円

(7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 38,700円

7 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 29,700円

(2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 29,700円

(3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円

(4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 35,900円

(5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該

当するもの 35,900円

(6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 38,700円

(7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 41,600円

(平成20年度における保険料率の特例)

8 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第19条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 29,700円

(2) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 29,700円

(3) 第19条第2項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 32,600円

(4) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第1号に該当するもの 35,900円

(5) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第2号に該当するもの 35,900円

(6) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及

びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第3号に該当するもの 38,700円

(7) 第19条第2項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第19条第2項第4号に該当するもの 41,600円

(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年その年における特例基準割合延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

- 10 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第28条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計

を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

11 前項の場合における第28条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難しい事情があると認めたときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則（平成18年3月27日条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（横手市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）

2 横手市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成17年横手市条例第173号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月21日条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第12条第1項の改正規定は、平成21年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度における保険料率の特例）

3 第19条の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 23,300円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 23,300円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 35,000円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 46,700円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 58,300円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 70,000円

附 則 (平成23年3月18日条例第4号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月18日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月12日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月18日条例第48号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月22日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、平成30年度分の保



険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月18日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市介護保険条例の規定は令和2年2月1日から、第2条の規定による改正後の横手市介護保険条例の規定は令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の横手市介護保険条例第19条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月17日条例第25号）

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年12月16日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第20条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 5 横手市介護保険条例施行規則

平成17年10月1日

規則第156号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市介護保険条例（平成17年横手市条例第172号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護保険資格者証)

第2条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項及び第59条第1項の規定により被保険者証を市へ提出した被保険者に対し、市長が必要と認めた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した介護保険資格者証を交付することができる。

- (1) 被保険者番号
- (2) 氏名
- (3) 住所
- (4) 生年月日
- (5) 性別
- (6) 現に受けている要介護・要支援状況区分及び有効期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか特記すべき事項

(審査会委員)

第3条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条に基づく横手市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）における審査判定の公平性を確保するため、法第15条第2項に基づき市長が任命する認定審査会の委員（以下「審査会委員」という。）に原則として保険者である市の職員を充てることができない。ただし、市長が必要と認めたときは、保健、医療又は福祉の専門職であって、法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に係る調査（以下「認定調査」という。）等の介護保険事務に直接従事していない市職員を審査会委員とすることができる。

2 審査会委員は、市における認定調査に原則として従事することはできない。ただし、他に適当な者がいない等の理由で審査会委員が認定調査に従事することを市長が認めたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該審査会委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定については、当該審査会委員が所属する合議体で行うことができない。

(審査会副会長)

第4条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第7条第3項の委員は、認定審査会の副会長（以下「審査会副会長」という。）とする。

(合議体)

第5条 認定審査会に設置する合議体の数は、8とする。

2 合議体は、審査会会長が招集する。

3 各合議体に政令第9条第2項の規定による合議体の長（以下「委員長」という。）の指名により副委員長1人を置き、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 合議体は所属する審査会委員を固定した構成とし、審査会委員は所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。

5 複数の合議体に、特定の分野に専門知識を有する審査会委員を所属させることができる。

6 政令第9条第3項の合議体を構成する委員の定数は、7人以内とする。

(協議会の所掌事項)

第6条 条例第30条第2項に規定する介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）が調査審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 介護保険事業計画の策定及び改定

(2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価

(3) 介護サービスへの苦情調整及び処理

(4) 介護保険事業の実施に関連する事項及び高齢者保健福祉施策のうち介護保険に関連する事項

(協議会の構成)

第7条 協議会は、次の各号を代表する委員（以下「協議会委員」という。）で構成する。

(1) 被保険者

(2) 介護サービスに関する事業に従事する者

(3) 保健、福祉又は医療に関し学識経験を有する者

2 協議会委員は、市長が委嘱する。ただし、前項第1号を代表する協議会委員の選定にあたっては、法第9条第1号に規定する第1号被保険者及び同条第2号に規定する第2号被保険者への公募を行うことを原則とする。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長（以下「協議会会長」という。）1人及び副会長（以下「協議会副会長」という。）1人を置き、協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の互選によりこれを定める。

- 2 協議会会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会副会長は協議会会長を補佐し、協議会会長に事故があるとき、又は協議会会長が欠けたときはその職務を代行する。

(協議会の会議)

第9条 協議会会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、協議会委員の過半数が出席し、かつ、第7条第1項各号の協議会委員1人以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは協議会会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の会議の非公開)

第11条 協議会は、被保険者の個人情報の保護等の必要があると認めるときは、その会議を非公開とすることができる。

(協議会委員の任期)

第12条 協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、第7条第1項第2号及び第3号の規定により委嘱した者を再任することができる。

(協議会の部会)

第13条 協議会会長は、必要と認めるときは、協議会会長の指名する協議会委員によって構成される部会を設置することができる。

(守秘義務)

第14条 審査会委員及び協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 認定審査会及び協議会の庶務は、市民福祉部高齢ふれあい課において処理する。

(保険料の減免対象者)

第16条 保険料の減免対象者は、第1号被保険者とする。ただし、第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の者でなければならない。

(保険料の減免範囲)

第17条 条例第28条第1項に該当する者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第27条第1項第1号の程度が甚大なもの 第1号被保険者又はその属す

る世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 条例第27条第1項第2号の程度が甚大なもの 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 条例第27条第1項第3号の程度が甚大なもの 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 条例第27条第1項第4号の程度が甚大なもの 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) 条例第27条第1項第5号の程度が甚大なもの 条例第19条第2号又は第3号に該当する第1号被保険者が個人住民税を課税されている者の扶養を受けておらず、生活保護の申請を行えば扶助を受給できる程度の実態にあるとき。

2 条例第27条の規定による徴収猶予を行っても負担能力がないと認められる者に対しては、保険料を減額し、又は免除することができる。

3 前項の負担能力の有無は、給与、預貯金、各種年金退職金、補償金及びその他の収入、資産等を総合的に判断し、市長が決定するものとする。

(減免割合等)

第18条 前条の規定に該当する者の減免割合又は減免額は、別表のとおりとする。

2 別表において2以上の事由に該当する者は、減免割合又は減免額の大きい規定を適用する。

(減免の決定等)

第19条 市長は、条例第28条第2項の規定により減免申請書を受理したときは、その内容を調査し、減免の承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、申請者が指定した書類を提出しないとき、又は実態調査に応じないときは、申請を却下するものとする。

(減免の取消し)

第20条 市長は、虚偽の申請をし、減免の適用を受けた者に対しては、既に行った減免を取り消すものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。  
(協議会委員の任期の特例)
- 2 第12条の規定にかかわらず、この規則の施行により委嘱された協議会委員の最初の任期は、平成21年3月31日までとする。  
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免等)
- 3 第18条第1項の規定にかかわらず、条例附則第10項に該当する者の減免の割合は、次のとおりとする。

| 事由          | 減額又は免除の割合   |   |
|-------------|---|---|
| 条例附則第10項第1号 | 10分の10  |   |
| 条例附則第10項第2号 | 事業を廃止した者  | 当該第1号被保険者の保険料額に第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額(減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)を乗じて得た額を第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額で除して得た額(以下「対象保険料額」という。)の10分の10 |
|             | 失業した者   |   |
|             | 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(その額が零を下回る場合は零とし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額をいう。以下この項において「合計所得金額」という。)が2,000,000円以下の者 |   |
|             | 前年の合計所得金額が2,000,000円を超える者   | 対象保険料額の10分の8  |

附 則 (平成19年3月28日規則第20号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の横手市介護保険条例施行規則の規定は、

平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の横手市介護保険運営協議会規則（平成17年横手市規則第157号）及び横手市介護認定審査会運営規則（平成17年横手市規則第158号）の規定によりなされた処分手続その他の行為は、この規則による改正後の横手市介護保険条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(横手市介護保険運営協議会規則等の廃止)

- 3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 横手市介護保険運営協議会規則

(2) 横手市介護認定審査会運営規則

附 則（平成20年3月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第16号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第18号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月18日規則第25号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月18日から施行し、改正後の横手市介護保険条例施行規則の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(横手市介護保険料減免取扱規則の廃止)

- 2 横手市介護保険料減免取扱規則（平成17年横手市規則第159号）は、廃止する。

## 別表（第18条関係）

| 事由             | 減額又は免除の割合   |                                      |                                |        |
|----------------|---|--------------------------------------|--------------------------------|--------|
| 第17条<br>第1項第1号 | 住宅又は家財の<br>損害による減免                                      | 損害の程度が<br>10分の3以上<br>10分の5未満<br>のとき。 | 前年の合計所得金額が<br>5,000,000円<br>以下 | 2分の1   |
|                |   |                                      | 前年の合計所得金額が<br>7,500,000円<br>以下 | 4分の1   |
|                |   |                                      | 前年の合計所得金額が<br>7,500,000円<br>超  | 8分の1   |
|                |   | 損害の程度が<br>10分の5以上<br>のとき。            | 前年の合計所得金額が<br>5,000,000円<br>以下 | 10分の10 |
|                |   |                                      | 前年の合計所得金額が<br>7,500,000円<br>以下 | 2分の1   |
|                |   |                                      | 前年の合計所得金額が<br>7,500,000円<br>超  | 4分の1   |
| 第17条<br>第1項第2号 | 災害による障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者）となったとき。 | 10分の9                                |                                |        |
|                |   | 死亡、障害、長期間入院により収入が減少したとき。             | 無収入となったとき。                     | 10分の7  |
|                |   |                                      | 収入が3分の2以上減少したとき。               | 10分の5  |
| 第17条<br>第1項第3号 | 事業又は業務の休廃等止、著しい損失、失業により収入が減少したとき。                       | 無収入となったとき。                           | 10分の7                          |        |
|                |   | 収入が3分の2以上減少したとき。                     | 10分の5                          |        |
|                |   | 収入が2分の1以上減少したとき。                     | 10分の3                          |        |



|                |                            |  |                        |        |
|----------------|----------------------------|--|------------------------|--------|
| 第17条<br>第1項第4号 | 農作物の被害による減免                | 損害額の合計が平年における農作物による収入額の合計額の10分の3以上のとき。                     | 前年の合計所得金額が3,000,000円以下 | 10分の10 |
|                |                            |  | 前年の合計所得金額が4,000,000円以下 | 10分の8  |
|                |                            |  | 前年の合計所得金額が5,500,000円以下 | 10分の6  |
|                |                            |  | 前年の合計所得金額が7,500,000円以下 | 10分の4  |
|                |                            |  | 前年の合計所得金額が7,500,000円超  | 10分の2  |
| 第17条<br>第1項第5号 | 生活保護の扶助を受給できる程度の生活実態にあるとき。 | 条例第20条第1項第2号又は第3号に規定する保険料の額から条例第20条第1項第1号に規定する保険料の額を減じて得た額 |                        |        |

## **第 8 期 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画**

**令和3年3月**

編集・発行：横手市 市民福祉部 高齢ふれあい課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

電話 0182-35-2134 F A X 0182-32-9709

